

【貧困ビジネス】

Q 1 最近、生活保護受給者を対象とした貧困ビジネスの報道が相次いでいます。

新聞記事

私自身も、身近な不動産業者から、同じような話を聞きますが、弱者を「食いもの」にすることは、決して許されません。

このような実態が大阪でどのように広まっているのか、まず、実態について、どう把握されているのか、ご説明ください。

A 1 (社会援護課長)

近年、厚生労働省が主催するブロック会議等において、居住環境と比べて家賃が高額な住居について、現行の住宅扶助費の認定方法でよいのかという問題提起や、要介護高齢者等を対象とした共同住宅や施設の中には、環境面や入所者の処遇等において問題を抱えている施設等があるとの指摘がなされてきました。

厚生労働省は、平成21年1月、これらの施設の入所者等に対し、支援が適切に行われているか確認する必要があることから、「社会福祉各法に法的位置づけのない施設・共同住宅に関する実態調査」を実施しました。この調査は、事業者に対する調査ではなく、福祉事務所が、被保護世帯の家庭訪問等を通じて把握した内容を報告するもので、調査項目は、入所対象者や個室面積、住宅費、食事提供の有無等となっています。

この調査結果につきましては、平成21年4月に都道府県別利用者数の速報値が公表されています。それによりますと、法的位置づけのない施設・共同住宅を利用している被保護者は、全国で14,268人、大阪府は2,638人で最多となっております。詳細については、現在、とりまとめ中と聞いておりますが、大阪府の内訳としては、半数近くが大阪市であると聞いており、大阪府が調査をとりまとめた政令市・中核市を除く市町村においては、約810人の利用者となっています。約810人の方が利用されているのは、高齢者専用賃貸住宅等、高齢者を対象とする施設・共同住宅が大半であり、ホームレスやアルコール依存症者を対象とする施設・共同住宅については、該当がありませんでした。

これら法的位置づけのない施設・共同住宅の利用状況については概ね把握したところですが、被保護者が契約している食事提供等が金額に見合ったサービスであるかどうかまでの把握は十分にできておりませんが、福祉事務所から、特に悪質な事例があるとの報告はありませんでした。

Q 2 政令市・中核市を除く市町村には悪質なものはなかったということですが、個々の利用者は弱い立場に置かれていますから、なかなか声を上げにくいものです。「貧困ビジネス」の被害者を一人でも多く救済するには、担当ケースワーカーが親身になって生活実態を聞き取り、援助していくことが大切です。

ところが、生活保護の申請が急増する中、ケースワーカーは、持ち件数が多くて手が回らず、また、経験年数も浅く技量が不足しているため、十分な援助が行われているのか、疑問もあります。

これらは、基本的には各自治体で対応していく問題であるとは思いますが、大阪府として、体制強化等を図るために、どのような指導をされているのかお伺いいたします。

A 2 (社会援護課長)

ケースワーカーは、市部においては、80世帯につき1人を標準として配置することとなっています。

平成21年7月現在、政令市を除く市部の平均をみると、1人当たり112世帯となっており、80世帯を大きく上回っています。

大阪府は、生活保護法に基づき、政令市を除き、すべての福祉事務所に対して毎年監査を実施しており、ケースワーカー数が社会福祉法に定める標準に満たない場合には、標準数を充足するよう指摘を行っています。(37福祉事務所中24福祉事務所)

しかし、その結果、ケースワーカーの増員を行われる場合であっても、保護世帯数の増加に追いつかず、持ち件数の減少に至らないのが現状です。

大阪府としましては、引き続き、生活保護法施行事務監査を通じて、実施体制の整備を求めていくとともに、研修や会議等を通じて、被保護者に対して必要な援助が的確に行われるよう、ケースワーカーの資質向上に努めてまいります。

Q 2 - 2 いただいた資料によりますと、ケースワーカー1人当たりの担当ケース数が、標準の2倍近い福祉事務所もあります。

資料の説明

150世帯、160世帯という件数を、それでは現実にどのように処理されているのか、実態を説明してください。

A 2 - 2 (社会援護課長)

数多いケースを処理するための一つの方策として、非常勤職員の活用があります。ケースワーカー補助員が、高齢者世帯のうち、困難なケースを除き、家庭訪問等を実施する、事務補助員が資

産調査等の事務処理を行うなど、ケースワーカーの業務の一部を分担しています。

また、面接相談員や就労支援員等を置くことにより、組織的、専門的に対応する取り組みが行われていますが、これらの取り組みによって、ケースワーカーの業務が一部軽減されるという効果が見られるところです。

さらに、職員の採用について、福祉枠採用の実施などにより、資質を高めようとする取り組みなど、さまざまな工夫がされているところです。

Q3 「貧困ビジネス」の被害から個々に救済するだけでなく、被害を未然に防止するための方策も必要だと思います。

しかし、個々の自治体だけでは、とても対応しきれないのではありませんか。

府がリーダーシップを発揮して、市町をバックアップする必要があると思います。この点については、どのように考えておられますか。

A3（社会援護課長）

大阪市では、新聞報道にもありましたように、11月に「適正化推進チーム（仮称）」を設置し、被保護者に不利益をもたらす、いわゆる「貧困ビジネス」に関する調査を実施すると聞いています。政令市や中核市とも情報・意見交換しながら、引き続き、府内の動向把握に努めます。特に、大阪市の調査によって明らかになる実態、いわゆる「貧困ビジネス」がどのような手法で行われているのか、被保護者がどのような生活を強いられているのかなどの実態については、府内各市において対応を検討する上で、大いに参考となると思われしますので、大阪市の協力を得ながら、適宜、府内福祉事務所に情報提供してまいりたいと思います。

また、厚生労働省においては、実態調査のとりまとめを踏まえ、住宅扶助費の認定方法について検討する予定であり、その際には、地方自治体と協議の場を持つと聞いています。いわゆる「貧困ビジネス」の悪質な事業者が淘汰されるよう、市町と協力して、府内における実態・問題点の把握及び改善策の検討に努め、協議の場に反映させていきたいと考えております。

生活保護制度は、国が生活に困窮する全ての国民に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするもので、国民の生存権を保障する「最後のセーフティネット」です。

この制度を悪用してビジネス（金もうけ）をすることは許されないことであると認識しています。この問題に対して、その実態把握と対処について、国及び府内市町と連携しながら取り組んでまいります。

【無届(未届)有料老人ホームに対する指導】

Q 1 本年3月に群馬県の高齢者向け住宅で火災が起き、10人の高齢者が亡くなりました。

この施設は、消防設備が設置されていないなど、施設面で問題があったばかりか、入居する高齢者に食事の提供、介護といったサービスを提供していることから、「有料老人ホーム」に該当するにもかかわらず、老人福祉法に基づく届出がなされていませんでした。

有料老人ホームの届出に関して、私は、平成19年2月の定例会で、有料老人ホームの無届・未届施設の現状や指導状況を質問した上で、高齢者が安心して暮らしていけるよう、無届有料老人ホームの届出指導に全力で取り組むよう、意見を申し上げました。

今回の群馬県の事故を契機に、国からも無届の施設の届出指導を徹底するよう、通知がなされていると聞いていますが、4月以降の無届施設に対する指導状況はどうなっているのか、説明してください。

A 1 (高齢介護室施設課長)

本府においては、これまでから、有料老人ホームの届出を促進するため、独自に得た情報だけでなく、市町村から寄せられた情報等を基に調査を行い、有料老人ホームに該当すると判断した施設に対し、届出指導を行ってきたところである。

本年3月に群馬県渋川市で起った火災事案を受け、その時点で届出が必要な無届有料老人ホーム6件について、届出指導を行い、2件の施設から届出がなされたところである。

さらに、この火災事故を契機に、市町村、市町村消防署、建築部局等とも連携するなど、無届有料老人ホームに対する指導を強化し、これまでに把握していた6件を含め、171件の施設について調査を行った。

171施設のうち、食事の提供、介護などのサービス提供を行っており、有料老人ホームに該当すると判断した88施設について届出指導を行った結果、すでに有料老人ホームの届出が行われたものは19件、まだ届出はなされていないが、届出に向けて手続中のものは31件であり、有料老人ホームに該当するかどうか調査中も含め、引続き指導中のものが38件となっている。

Q 2 精力的に、無届有料老人ホームの指導に取り組んでいただいていることはわかりましたが、無届有料老人ホームをなくしていくためには、関係機関の協力を得て、幅広く情報を収集することが必要だと思います。この点について、具体的にどのように取り組んでいるのですか。

A 2 (高齢介護室施設課長)

有料老人ホームに該当する施設等の情報を幅広く収集するため、高齢者の生活情報に詳しい市町村に対し、情報提供を依頼するとともに、市町村消防署、建築部局など関連情報に接する機会のある機関に対して、情報の提供をお願いしている。

また、府独自の取組みとしては、有料老人ホームと類似のサービスを提供しているケースが多い高齢者専用賃貸住宅の公表情報を基に、有料老人ホームに該当する可能性のある施設を抽出しているところである。

こうして集めた情報を基に、事業者から事業内容の報告を求めたり、有料老人ホームに該当すると考えられる施設に対し、実態確認を行った上で届出を指導している。また、先ほど申し上げた指導中の施設についても、届出がなされるよう、全力をあげて取り組んでまいりたい。

Q3 無届有料老人ホームに対し、精力的な指導を行うことによって、大半の施設は指導に従って届出をされると思います。しかし、どうしても指導に従わず、届出を行わないところもあると思います。これに対しては、届出をしないままで「ああ、そうですか」と、放置するわけにはいきません。どのように取り組まれますか。

A3（高齢介護室施設課長）

これまでから、無届有料老人ホームに対し、口頭や文書だけでなく、施設に赴き届出を指導しているところであり、今後とも、無届有料老人ホームに対し、粘り強く指導を続ける。

度重なる指導にもかかわらず、届出を拒否する無届有料老人ホームの設置者に対しては、罰則の適用も視野に置いた指導を行うなど、全力を挙げて取り組んでまいりたい。

要望 今後とも、引き続き関係機関と連携しながら、無届の施設に対する届出指導を行うことにより、高齢者が安心して安全に暮らせるよう、取り組んでいただきたい。

【子育て支援】

Q1 府では、平成17年3月に策定した、次世代育成支援行動計画 = 「こども・未来プラン」に基づいて、保育をはじめとする様々な子育て支援の取組みを進めてきましたが、このプランの計画期間が今年度末までとなっていますので、今年度中に後期計画を策定する予定と伺っています。

後期計画の策定にあたっては、現行計画に基づいて進めてきた、前半5年間の取組成果や、今後取り組むべき課題などを総括し、子育て家庭が抱える課題は何であるのか、現状の子育て支援施策に何が不足しているのか、などを十分に分析した上で、これらを解決するための方策を府民にしっ

かりと示していく必要があると思います。

そこで、これから後期計画を策定していくにあたり、子育て家庭が抱える課題をどのように認識し、どんな支援策を充実していくべきであると考えておられるのか、説明してください。

A 1

今年度策定予定の「こども・未来プラン」の後期計画では、次世代育成に取り組む府の姿勢をわかりやすく府民に発信していくため、めざすべき「子どもの将来像」を明らかにし、現行計画の取組成果や課題を十分に点検・評価した上で、今後5年間の取組みと目標をお示ししていきたいと考えている。

現行計画では、取組を計画的に推進するために、計画全体の総合指標として府民意識などに関する3つの目標数値を設定するとともに、子育て支援サービスや児童の健全育成などの個別の取組ごとに43項目の目標数値を設定しており、平成16年と21年の状況を比較すると、総合指標に関しては、「子どもを大阪で育ててよかったと思っている府民の割合」は56.8%から63.5%へと増加したものの、「夢を持っている子どもの割合」はほぼ横ばい、「理想の子ども数と出生児数」については、21年の状況では2.43人の理想の子ども数に対し、出生児数は1.98人と0.45人の差が生じている。

また、個別の取組ごとの43項目について、計画期間の終了まで1年を残した平成20年度末時点では、既に達成しているものは14項目、9割以上達成しているものは10項目、これらを含め、8割以上達成しているものは、全項目の約6割となっている。

さらに、子どもを巡る課題への対応として、「児童虐待対策プロジェクト」など11の主要プロジェクトを掲げ、取組を重点的に進めてきたが、

- ・ 「保育所の待機児童の解消プロジェクト」については、保育所の整備や定員の拡大などにより、待機児童の解消に向けた取組を進めてきたところであるが、依然として解消に至っていないこと。
- ・ 「地域で子どもの安全を守るプロジェクト」についても、「子どもの安全見守り隊」などの取組により、乳幼児や小学生が被害者となる暴行・傷害事件や誘拐などの主な犯罪件数が減少傾向にあるなど一定の効果はあがっているものの、これらの犯罪の前兆となる不審な声かけ等の事案は増加傾向にあること。

など、主要課題の解決に向けても、なお一層の取組を進めていくことが必要な状況と認識している。

また、子育て家庭の最新のニーズを把握するため、昨年、「おおさか子育てモニター」を対象に実施したアンケート調査では、今後、改善や充実を望む項目として、小児救急医療の充実や各種手当の給付などと併せて、共働き世帯では、4割を超える方々が仕事と子育てを両立するための保育をはじめとする環境整備を求める結果が出ている。

今後、後期計画の策定にあたっては、現行計画の目標の達成状況なども踏まえながら、残された課題や今日的な課題の分析を充分に行い、課題解決に向けた具体的な子育て支援策を盛り込んでまいりたい。

Q2 子育て支援について、府民のニーズ調査結果などもご紹介いただきながら、府の課題認識等を説明していただきましたが、中でも、まず、子育て支援の中核をなすとも言える「保育所の入所待機児童」の問題についてお聞きします。

保育所の入所待機児童は、「こども・未来プラン」を策定した5年前には、府が管轄する39市町村で1,000人を超えていました。

これが本年4月1日には、18の市町で447人へと大幅に減少しましたが、依然として解消されていません。その一方で、一部市町村では、定員割れの保育所も存在し、3,500人近い空きがあると聞いています。この数字は、待機者の約8倍分に相当します。

保育の状況や、待機児童が生じる要因は、地域ごとに異なりますし、実施主体である市町村が、住民ニーズを的確に把握した上で、待機児童の解消に向けた取組を進めていくことが必要ですが、広域自治体として府の役割も重要だと思います。待機児の解消に向けて、今後、府としてどのように取り組まれるのかご説明ください。

A2

各市町村におきましても、今年度中に次世代育成支援の後期計画を策定することになっており、計画策定にあたり、保育や子育て支援サービスに関するニーズ調査を行っている。

この調査では、保護者の就労状況や家族の支援など個々の家庭状況とサービス利用実態を把握するとともに、将来にわたる住民ニーズをよりの確に把握するために、母親の就労希望や各種サービスの利用希望など、潜在的なサービス利用ニーズも調査し、その上で、現状の保育所の入所待機児童数や保育資源などを勘案しながら、保育所利用人数などの目標数値を計画に定めることとしている。

府としては、「安心こども基金」を活用した保育所の新設・増改築をはじめ、分園設置や入所定員の見直し、定員を超えて受け入れが可能となるいわゆる弾力化の制度の活用など目標達成に向けた様々な方策について、個々の市町村の状況に応じたきめ細かな助言を行うなど、市町村における待機児童の解消に向けた取組を支援してまいりたい。

Q3 少なくとも府が管轄する39市町村において、一日も早く保育所の入所待機児童が解消できるよう、府としても積極的に市町村を支援していただきたいと思います。期待していますので、よろしくお願いします。

次に、待機児の解消のみならず、保育内容の充実や、子育て支援サービスの展開に市町村が取り組むにあたり、府では、これまでの補助金等を見直し、「地域福祉・子育て支援交付金」を今年度から創設しました。

この交付金化にあたっては、実に様々な意見がありましたが、制度を創設した以上、今日的な課題に対応する市町村の積極的な取り組みを促すものであってほしいと願っています。

そこで、今年度、市町村では、「地域福祉・子育て支援交付金」を活用し、どのような取り組みを行っておられるのか。

また、実際のところ、府内の39市町村では、この交付金の創設によって、自主性が高まったり、従来よりも施策がより充実したなどの成果が上がっているのか、ご説明ください。

A 3

「地域福祉・子育て支援交付金」の子育て支援分野については、市町村が次世代育成支援行動計画に掲げる目標達成に資する事業を広く対象とするもので、今年度の事業計画としては、39市町村から、182事業の提案があり、総額約10億2800万円を交付予定額とする内示を8月に行った。

具体的な事業例としては、子育て支援の環境づくり、機運醸成の一環として、授乳やおむつ替え等のための設備を設置した施設や店舗を「赤ちゃんの駅」として位置付ける事業や、子育て支援に関する情報を掲載した「子育てマップ」の作成、子育てへの不安がある保護者に、子育てや良好な親子関係を形成するためのスキルを身につけてもらうプログラムを実施する事業など先進的な取組みの提案をいただいているところ。

市町村では、このような創意工夫を凝らした新規事業を実施しているほか、従前府が実施していた民間保育所を活用して在宅の子育て家庭の支援を行う事業をさらに発展させて、異年齢児や高齢者との交流事業を組み合わせたり、保育所の体験入所を盛り込むなど、交付金を活用して、地域の特性を活かした子育て支援の充実に取り組んでいただいている。

府としては、今後も、この交付金を活用して地域の実情に即した子育て支援の取組みが一層充実するよう市町村に働きかけていく。

Q 4 市町村の取り組み状況をお聞きしましたが、確かに子育て支援の環境整備や機運づくり、また、見守りや援護を必要とする子育て家庭への支援などの分野で、当該市町村ならではの取り組みも芽生えてきていると思います。

しかしながら、現実の姿としては、これまで市町村が負担することなく、府が単独で実施してきた補助事業などを府自らが廃止したため、一部の市町村では府が廃止した事業の肩代りを強いられ、結果として、交付金をこれに充てざるを得なくなり、他の取組みにこの交付金を回すことが難しくなったという声も伺っています。

こうした市町村の実態も十分に把握し、本交付金を市町村がより活用しやすい制度にさせていただくよう要望しておきます。この件では、今回は質問いたしません。

ところで、市町村が子育て支援施策を充実していくにあたり、財源面以外にも様々な課題を抱えているのではないかと思います。

府としては、市町村がどのようなことに、一番困っていると認識しておられるのか、お伺いします。

A 4

市町村が子育て支援施策を充実していく上での課題については、これまで、ヒアリングや相談等の機会を通じて、市町村から様々なご要望やご意見を承っているが、それらを要約すると、大きく3つの課題があると認識している。

まず、1点目として、市町村では、他の市町村の状況や取り組み事例等の情報収集機能や新たな課題への対応を検討するための研究機能が充分でないなど、政策立案への支援が必要であること。

2点目として、人口規模が比較的小さい市町村では、一定の住民ニーズはあるものの、当該市町村内に活用可能な資源がなかったり、十分な利用人数の確保が見込めないなど、特定の保育・子育て支援サービスについて単独では提供しにくい場合があること。

3点目として、国の補助制度や基準等が、地域のニーズや実情に応じたものとなっていないため、効果的な施策を展開しづらい場合があること。
の3点でございます。

なお、委員からご要望いただいた地域福祉・子育て支援交付金制度については、それぞれの市町村の活用状況などを十分に把握・検証し、市町村にとって、より利用しやすい制度となるよう努めてまいります。

Q 5 現在、市町村の抱える課題として、財政面以外にも、政策立案や、市町村単独では対応できないサービスへの対応、国における制度等の制約の3点を挙げていただきました。

まず、市町村の政策立案については、国において、規制緩和や地方への権限委譲を大幅に進めようとする方向にある中で、今後、市町村の政策立案がより重要になってくると思いますし、府としても市町村の政策立案機能を高めていく役割があるのではないのでしょうか。

次に、市町村単独では対応できないサービスがあるような場合には、例えば、近隣の市町村のサービス資源を活用して、サービス提供を行うなどの方策も市町村とともに考えていくことが必要ではないかと思います。

そして、国との関係においても、府としては、市町村や現場の状況、課題なども把握し、現行制度の問題点がある場合に加え、新たな制度創設などについても、今まで以上に、国に対して積極的に提案していく姿勢が求められると思います。

以上、これら市町村が抱える課題について、広域自治体として府はどのような役割を果たしてい

くべきか、考え方を伺います。

A 5

子育て支援に関する広域自治体としての府の役割については、市町村が担えない専門分野や、広域的な対応を必要とする分野などにおいて、積極的にその責任を果たしていくべきであると認識している。

市町村の政策立案機能については、委員ご指摘のとおり、今後、ますますその充実が期待されるものと考えており、府として積極的に市町村を支援していくためにも、府内市町村や他府県の先進事例等に関する情報収集・提供機能や、新たな課題への対応策を提案していくための調査・研究機能を強化する必要があると考えている。

今年度の新規事業として、地域から孤立し、育児への不安を強く感じている子育て家庭に対して、各種の支援プログラムをモデル実施し、その成果を検証するなどの調査・研究を行なう「大阪シュア・スタートプログラム事業」を5市町と共同して実施しているところであり、今後、こうした取組を通じて、市町村の政策立案機能の向上を支援してまいりたい。

また、市町村単独で提供することが難しいサービスへの対応については、市町村域をまたがるサービス提供の仕組みづくりについて、市町村間のコーディネート役を果たすなど、広域的な調整機能をしっかり発揮してまいりたい。

さらに、国への政策提案機能については、これまでも、機会あるごとに他府県とも連携を図りながら、国への要望や提案を行ってきたところであるが、今後、市町村の協力も得ながら、時宜にかなったテーマを選定して調査・研究を行うこと等を通じて、府の政策提言力を高め、新たな制度創設などについて、より積極的に国に提案してまいりたい。

結び 住民ニーズに応える大阪ならではの創意工夫溢れる取組みが府内各地域で実施されることを願っていますので、よろしくお願いします。

以上、保育や子育て支援サービスの課題や府の役割について、質問してきましたが、後期計画の策定にあたっては、保育・子育て支援サービスの充実は勿論のこと、保健医療や教育、雇用、まちづくりなど、広範な分野で取り組みを進めていくことが必要であると思います。

また、虐待や何らかの家庭の事情により、施設での生活を余儀なくされている子どもたちの生活の質の確保や、障がいのある児童の地域での生活の支援など、ともすれば忘れられがちな子どもと保護者への支援にも十分、光を当てていただきたいと思います。

【新型インフルにおける府の主体性】

Q 1

新型インフルエンザ対策について、先日・14日の大阪府市長会の会議において、「発熱外来に地域の開業医が協力する場合の報酬や、感染した場合の補償制度について、府として統一的な制度を作り、示すべき、また、外来や入院の受入れの拡大を医療機関任せにせず、府として支援すべきであり、大阪府は対策を国任せにせず、もっと主体性を発揮せよ」との厳しい意見があったと聞いています。

現場を預かる市町村からこのような声が上がったことを重く受け止めて、今後、対策を進めていくべきと考えますが、どうですか。

A 1（新型インフルエンザ担当副理事）

- ・ 新型インフルエンザは感染症法上の疾病に位置付けられていることから、国の行動計画や決定に基づいて、国、都道府県、市町村の役割が定められ、これに基づいて対策が進められてきた。
- ・ 大阪府としては、医療機関の陰圧室の整備や人工呼吸器の購入に対する補助制度を創設するなどの取組みを進めるとともに、医療従事者の補償制度など、制度上や事業の性格から国において対応すべきものについては、機会あるごとに国に要望してきたところである。
- ・ 今回、市長会において厳しいご意見をいただいたことは、私どもの取組みに多くの課題があったものと真摯に受け止めている。
- ・ 今後、より一層、府が主体的に対策を進めるよう努めるとともに、市町村とも十分に連携を取って新型インフルエンザ対策を進めて行く。

【介護職員等の処遇改善】

次に、介護職員等の処遇改善について要望しておきたいと思います。

介護職員は重労働であるのに収入が低く、また、将来の展望が持てないとして、人が集まらない状況であり、高齢化が進む中で、介護人材の確保は緊急の課題となっています。

現在、大阪府においては、国の補正予算を財源として介護職員処遇改善交付金事業に取り組んでいますが、事業者からの申請状況について、私が9月中旬に聞いたところでは、対象事業所が介護保険 7,385 件、障害福祉サービス 6,086 件であるのに、併せてわずか 119 件の申請しかありませんでした。

10月9日現在では、介護保険 4,333 件、障害福祉サービス 3,529 件とどちらも全体の6割弱となっています。

具体例を提示

今なお4割の事業所が申請していないのは、24年度以降の継続性に不安があることや、制度の使い勝手が悪いなどのためと考えられます。

そこで、処遇改善を確実に実現していくために、まず、すでに申請している事業所については、交付金が確実に処遇改善に結びつくよう、府として適切に対応していただきたいと思います。

また、国に対しては、24年度以降も処遇改善が確実に実施されることはもちろん、介護に従事するすべての職員を対象とすることなど制度の改善について、今後とも強く要望してください。